



健康保険 被保険者 被扶養者 高額療養費支給申請書(第 回目)

※ 支給決定まで、診療月より3ヶ月以上かかります。

◎ 提出先：派遣会社
 ◎ 領収書の提出先は「派遣会社の社会保険事務担当部署、任意継続期間中または退職後」にしてください。
 ◎ 複数月の請求をする場合は「負傷原因届」、ひと月に1枚申請書をご記入ください。
 ◎ ケガが原因の場合は「負傷原因届」、他人の行為による場合は「第三者行為による傷病届」を添付してください。

健康保険証		所属する派遣会社	名称			
記号	番号		所在地			
① 被保険者の(申請者)氏名と印		(フリガナ)	昭和 平成	年	月	日
被保険者の(申請者)住所		郵便番号	(フリガナ)			
診療月	年	月	度	ケガが原因の場合は「負傷原因届」を提出してください		
② 療養を受けた者の氏名生年月日および被保険者との続柄		氏名	生年月日	年	月	日
③ 傷病名		フリガナ				
④ 療養を受けた医療機関等の名称および所在地		名称	所在地			
⑤ ④の医療機関等で療養を受けた期間		入院・外来・調剤	入院・外来・調剤	入院・外来・調剤		
⑥ 医療機関等で支払った窓口負担のうち、保険診療の一部負担金額		円	円	円		
⑦ 自治体などから医療費の助成を受けられるかどうか		□受けられる：窓口負担(有・無)(制度名)	□受けられる：窓口負担(有・無)(制度名)	□受けられる：窓口負担(有・無)(制度名)		
支払金融機関の欄		預金種別	1：普通	口座番号	口座名義人(申請者)	本店 出張所 支店 営業部 支店コード
振込先を被保険者名義以外の口座に希望する場合は、必ず下記受取代理人欄に記入・捺印のこと(同一筆跡・同印影は不可)						
受取代理人の欄		本請求に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。			委任者と代理人との関係	
被保険者(申請者)氏名		住所			平成 年 月 日	
代理人の氏名と印		(フリガナ)	代理人の住所			(フリガナ)

健保記入欄	算定基礎	診療点数×10円	自己負担額	診療点数×10円
	()	円) × 1 2 3 / 10 = ()	円)	252,600円 + () 円 - 842,000) × 1%
	()	円) × 1 2 3 / 10 = ()	円)	167,400円 + () 円 - 558,000) × 1%
	()	円) × 1 2 3 / 10 = ()	円)	80,100円 + () 円 - 267,000) × 1%
	()	円) × 1 2 3 / 10 = ()	円)	140,100円 93,000円 57,600円
支給算出額		所得の種類	ア・イ・ウ・エ・オ	現存喪失後
円			1:一般 3:現役並み所得者	
			2:生活保護、I 4:非課税、II	
資格取得日	年 月 日	単独・合算	0:単独 1:合算	
資格喪失日	年 月 日	多数該当	0:無 1:有	
扶養認定日	年 月 日	第三者行為	0:無 1:有	
扶養削除日	年 月 日	高齢受給者	0:無 1:有	

平成 年 月 日 提出

受付日付印

(高額療養費)

窓口で支払う一部負担金が高額になったときは、自己負担限度額を超えた額が申請により支給されます。自己負担限度額は、所得により決定し、月の1日から月末までの月単位で計算します。

(自己負担限度額) 70歳未満の被保険者・被扶養者

所得区分	1～3回目	4回目以降 (※1)
標準報酬月額83万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100 円
標準報酬月額53万～79万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000 円
標準報酬月額28万～50万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400 円
標準報酬月額26万円以下	57,600 円	44,400 円
低所得者 被保険者が住民税非課税者 (※2)	35,400 円	24,600 円

※1 今回申請の診療月以前の12ヶ月以内に、すでに3回以上高額療養費の支給を受けている場合については、4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

※2 被保険者が、今回申請の診療月の属する年度（4月から7月診療分については前年度）分の住民税が非課税である場合をいいます。

- ・ 被保険者が住民税非課税で自己負担限度額35,400円の適用を受けるためには、住民税非課税証明書（原本）を添付してください。ただし、この申請書の下欄に証明を受けた場合は、証明書の添付は必要ありません。
- ・ 既に証明書等を提出している方の非課税年度（8月から翌年7月までの間）内、2回目以降の高額療養費申請には再度の証明書添付は必要ありません。

(記入上の注意)

- 申請書は診療月ごとに作成してください。
- ①欄の被保険者の印は、本人が署名する場合には不要です。
- ②～⑦欄は、下記について記入してください。
同一月に受診者別、医療機関別、入院・通院別であって、
(70歳未満の被保険者・被扶養者)
ア) 上記の自己負担限度額を超える一部負担金額
イ) 21,000円を超える複数の一部負担金で、合計すると上記の自己負担限度額を超える場合、その一部負担金額
(70歳以上の被保険者・被扶養者)
ウ) 全ての一部負担金額
- ⑦欄は、自治体などから医療費の自己負担相当額またはその一部の支給を受けられるかどうかについて該当するものに✓印をつけ、制度下記記号（ア～オ）とオの場合は制度名を記入してください。
ア. 「児童福祉法」による育成医療の給付等
イ. 「身体障害者福祉法」による更生医療に要する費用の支給
ウ. 「精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律」による医療の給付
エ. 「母子保健法」による養育医療の給付等
オ. その他
- ⑥欄は、医療機関等で支払った領収書を確認し、「保険診療」の一部負担金額を記入してください。
※ 入院時食事療養標準負担額、特別室料、保険外診療分 等は除きます。
- 下の⑧⑨欄は、今回申請の診療月以前の12ヶ月以内に、はけんけんぽにて高額療養費の支給を3回以上受けた場合に、直近3回分についてそれぞれ記入してください。
※ 12ヶ月以内に限認証を利用した月や任意継続などで記号番号が変更になった月も含まれます。

(その他の注意)

- 高額療養費申請には、医療機関等へ支払った一部負担金額記載の領収書コピーを必ず添付してください。
- 高額療養費の算定は、医療機関等からのレセプト（診療報酬明細書）にもとづき計算されます。レセプトは審査機関を経由して診療月の翌々月に、はけんけんぽへ提出されるため、計算が確定するまで3ヶ月以上かかります。
- 保険外診療（レーシック、インプラント等）にかかった費用は高額療養費の払戻対象とはなりません。
- 療養費（装具等）を10割負担後払戻された7割分を差し引いた一部負担金額が21,000円以上となった場合は、同一月に医療機関別、入院・通院別の自己負担額が21,000円を超える医療費と合算して自己負担限度額を超えた額が高額療養費として払戻をうけることができます。その場合は高額療養費申請を療養費支給申請と併せて行ってください。

今回申請の診療月以前12ヶ月以内に、はけんけんぽから高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、健康保険証の記号番号	⑧ 診療月	1. 平成 年 月 診療分	2. 平成 年 月 診療分	3. 平成 年 月 診療分
	⑨ 健康保険証	記号 番号		

市区町村長が証明する欄	①の欄の者には平成 年度の市区町村民税が課せられないことを証明する。 市区町村長名	㊟
-------------	--	---